

2 医安第 8 5 9 号  
令和 2 年 1 1 月 2 7 日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長  
( 公 印 省 略 )

「厳重警戒」営業時間短縮・休業の要請及び県民・事業者の皆様へのメッセージの発出について (通知)

標記については、新型コロナウイルス感染症第三波の感染状況等に鑑み、別紙により、11月29日(日)から12月18日(金)までの20日間、名古屋市の栄・錦地区にエリアを限定して営業時間の短縮等を要請するとともに、県民・事業者の皆様には、東京等への不要不急の移動自粛をお願いするメッセージを発出いたしました。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、引き続き、感染防止対策に御協力をよろしくお願い申し上げます。

<県WEBページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (ダイヤル)

052-954-6305 (ダイヤル)

052-954-6344 (ダイヤル)

052-954-6304 (ダイヤル)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp



# 営業時間短縮・休業の要請

区域

栄・錦地区（名古屋市・中区）

期間

11月29日（日）～12月18日（金）・20日間

対象

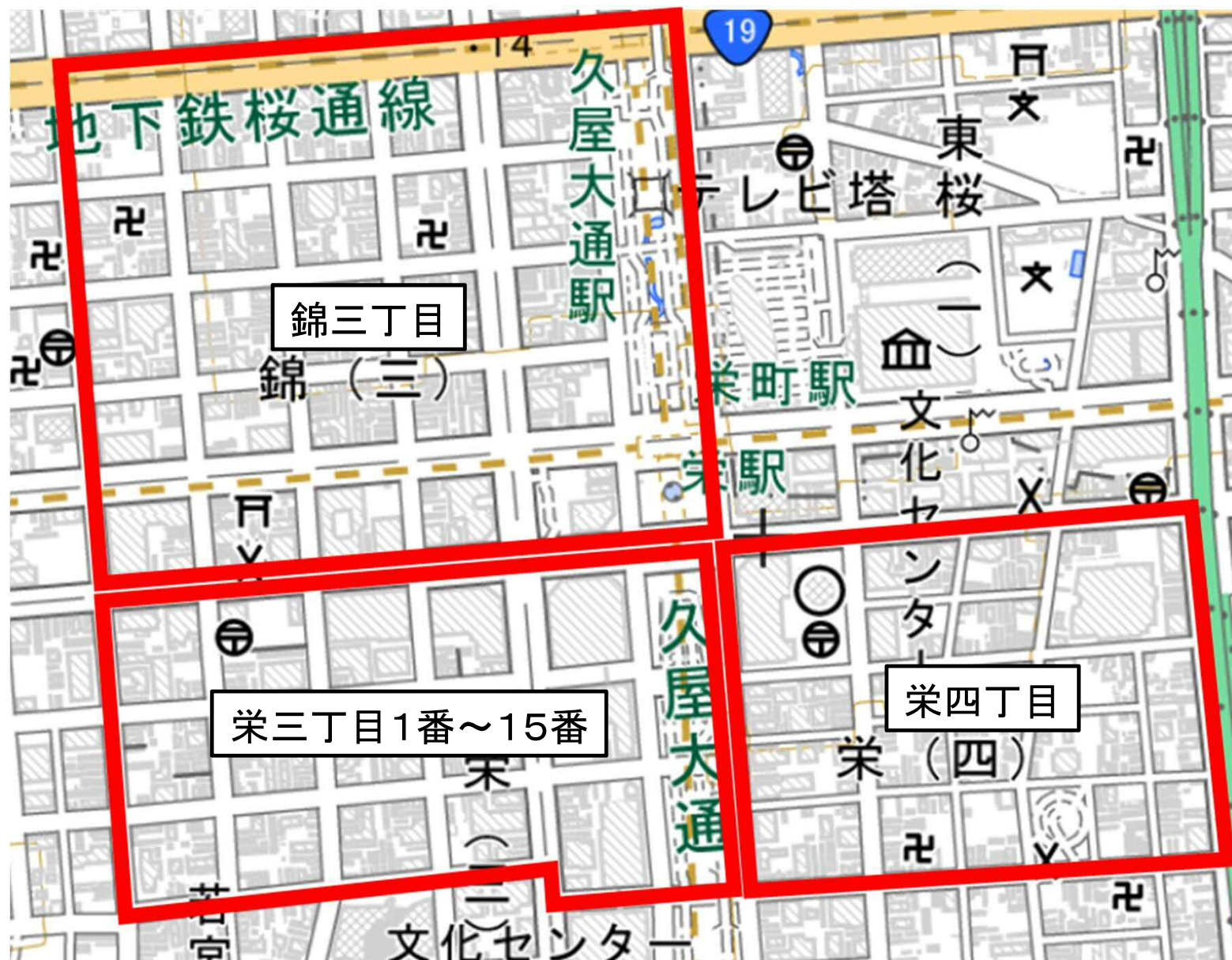
- 接待を伴う飲食店
- 酒類を提供する飲食店
- 酒類を提供するカラオケ店

根拠法

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項

# 対象エリア

「愛知県安全なまちづくり条例」(第30条)に基づく  
『栄犯罪抑止・環境浄化推進地区』



# 対象施設と要請内容

## 特措法の規制対象※

◎ 接待を伴う飲食店  
(キャバレー・ホストクラブ等)

◎ 酒類を提供する飲食店  
(バー・クラブ等)

◎ 酒類を提供するカラオケ店

ガイドラインを **“遵守していない”** 施設  
(安全・安心宣言施設ステッカー未掲示施設)

**「休業を要請」**

ガイドラインを **“遵守している”** 施設  
(安全・安心宣言施設ステッカー掲示施設)

**営業時間短縮 (5時～21時)**

## 特措法の規制対象外

◎ 酒類を提供する飲食店  
(居酒屋等)

**営業時間短縮 (5時～21時)**

※ 特措法・施行令第11条(使用の制限等の要請の対象となる施設)

第1項第11号「キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設」

# 感染防止対策協力金(仮称)の支給

支給額

1事業者1日あたり2万円  
最大40万円

条件

- 下記の2点を実施していること
- 業種別ガイドラインを遵守
  - 「安全・安心宣言施設」に登録し  
PRステッカーとポスターを掲示



■休業又は営業時間短縮を要請する施設

種類	施設	要請の内容
----	----	-------

■特措法の規制対象

接待を伴う飲食店 ※	キャバレー	・ガイドラインを遵守していない施設 (安全・安心宣言施設ステッカー未掲示施設) 「＝休業を要請」  ・ガイドラインを遵守している施設 (安全・安心宣言施設ステッカー掲示施設) 「＝営業時間短縮(5時～21時)を要請」
	ダンスホール	
	スナック	
	ラウンジ	
	ホストクラブ	
	キャバクラ	
	上記以外の接待を伴う飲食店	
酒類の提供を行う 飲食店  <small>(特措法施行令第11条第1項 各号に掲げる施設)</small>	オーセンティックバー	
	ショットバー	
	スポーツバー	
	ダーツバー	
	カラオケバー	
	パブ	
	サロン	
	ナイトクラブ	
	ディスコ	
	上記以外の酒類の提供を行う飲食店	
酒類の提供を行うカラオケ店		

■特措法の規制対象外

その他の 酒類の提供を行う 飲食店	居酒屋	営業時間短縮(5時～21時)を要請
	大衆酒場	
	ビアホール	
	焼き鳥屋	
	焼き肉屋	
	上記以外のその他の酒類の提供を行う飲食店	

※「接待を伴う」とは

歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことをいう (出典:風営法)

# 「**嚴重警戒**」

## 第3波に入り、県民・事業者の皆様へのお願い

11月19日(木)

県内の感染状況は、第2波が落ち着きを見せ、9月18日から「警戒領域」で推移してきましたが、10月下旬から新規感染者数の増加が始まり、接待を伴う飲食店、職場や大学などでクラスターが相次いで発生し、21日に30人台、28日に50人台、11月7日に110人台、14日には150人台、本日過去最多の219人に達するなど、大変厳しい状況が続いています。

季節性インフルエンザの同時流行も懸念される「この冬」を、しっかりと乗り越えるため、県では、新たな受診・相談体制を整備したところでありますが、県民・事業者の皆様には、第3波に入ったとの認識の下、「嚴重警戒」として、以下の感染防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

### ① **基本的な感染防止対策の徹底**

- 「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。
- 日頃から、3つの密が発生する場所を徹底して避けるとともに、マスクの着用、手洗い、消毒など、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 特に、飲食を伴う懇親会など、別紙1の「感染リスクが高まる5つの場面」では、感染防止対策の徹底をお願いします。  
さらに、年末年始は飲酒や会食の機会が増えることから、別紙2の「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を実践していただくようお願いいたします。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えて下さい。特に、飲酒後の乗車時には注意をお願いします。
- 大人数での会食や宴会は控え、カラオケやイベント、スポーツ観戦などでは、大声を出す行動を控えてください。
- 冬季においては、別紙3の「適切な室内環境を維持するポイント」を活用し、適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行って下さい。
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげて下さい。

## ② 感染拡大予防ガイドライン等の徹底

- 全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。
- 事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けて下さい。
- 利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いします。

## ③ 高齢者等への拡大防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦に配慮し、これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けて下さい。
- 特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、高齢者を守る8つのポイントを遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。

## ④ 東京等への不要不急の移動自粛

- 首都圏・大阪府・北海道への不要不急の移動は控えて下さい。
- 感染が拡大している都市域への不要不急の移動はできるだけ控えて、自覚を持って適切な行動をお願いします。

## ⑤ 年末年始における感染防止対策の徹底

- 年末年始の時期は、人の移動が集中し、感染リスクが高まるので、感染症が拡大することのないよう、帰省や旅行の分散に協力をお願いします。  
事業者におかれても、従業員の休暇の分散取得に協力をお願いします。
- 「体調の悪い方」は、帰省や旅行を控えましょう。また、帰省先や旅行先で体調が変化した場合は会食や外出・観光は控え、感染拡大防止のためにその地域の保健医療当局に協力して下さい。
- クリスマス、大晦日、初日の出など、多数の人が集まる「季節の行事」に参加する場合は、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など、「基本的な感染防止対策」を徹底して下さい。
- 公道など、主催者がいない場所で、不特定多数の人が密集し、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えて下さい。
- 街頭や飲食店での、大量または長時間・深夜にわたる飲酒や、飲酒しての季節の行事への参加は、なるべく控えて下さい。
- 家族同士で自宅で過ごす、オンラインのイベントに参加するなど、新しい「季節の行事」の楽しみ方を検討していただくなど、工夫をお願いします。



愛知県新型コロナウイルス感染症

厳重警戒

**感染防止対策の徹底**

**業種別ガイドラインの徹底**

**高齢者等への拡大防止**

**東京等への移動自粛**

**年末年始での対策徹底**

# 東京等への移動自粛

- 首都圏・大阪府・北海道への  
不要不急の移動は控えて
- 感染が拡大している都市域への  
不要不急の移動は、  
できるだけ控えて、自覚を持って  
適切に行動を